

○大阪産業大学情報デザイン学部修学規程

令和6年12月11日

規程第131号の8

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第25条、第27条、第28条、第29条および第30条に基づく情報デザイン学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入学種別と教育課程)

第2条 教育課程は、次のとおりとする。

2 学則第13条に定める編入学生については、以下の入学区分にしたがって教育課程を定める。

(1) 学則第13条第2項の第3および7号を除く各号のいずれかに該当し、かつ、当該学科が定める学力基準を満たしていると認めた者（区分イと称する。）。

(2) 学則第13条第2項第3および7号のいずれかに該当する者、かつ、当該学科が定める学力基準を満たしていると認めた者（区分ロと称する。）。

(授業科目の分類)

第3条 学生が履修する科目を分けて、フィールド教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。

(科目修得の条件)

第4条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第15条第3項ただし書きによるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

(卒業研究)

第5条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第2章 履修申請

(履修申請)

第6条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。

ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。なお、履修申請をしていない科目を受講、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

- (1) 履修申請期間は、予め告示する。
- (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
- (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

(不合格科目の履修)

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

(合格科目の履修)

第8条 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

(単位授与の条件)

第9条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

(履修可能単位数)

第10条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 48単位とする。編入生についても同様とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「情報と職業」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。ただし、「生涯学習論」および「人権教育」の2科目は履修制限に含む。

1 学則・奨学関係 (131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程)

ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
(卒業研究履修条件および卒業見込証明書)

第11条 卒業研究を履修するためには、次の条件をみたさなければならない。

- (1) 卒業研究の履修条件は、本規程第12条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、PBL科目10単位以上を含む100単位以上を修得していること。
- (2) 編入学生で本規程第2条第2項第1号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得していること。
- (3) 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロ」の者は、卒業資格最低単位数74単位のうち38単位以上を修得していること。

2 卒業見込証明書は、4年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

(卒業要件)

第12条 学則第30条に基づき、本規程別表第1の授業科目表および次に定めるところにしたがって、単位を修得することを卒業要件とする。

- (1) 在学中に124単位を修得しなければならない。
- (2) フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて10単位とする。10単位を超えて修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。
- (3) 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生向け科目より8単位、言語文化科目分野の日本語より8単位および身体科学科目分野を合わせて20単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- (4) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、94単位以上とする。

1 学則・奨学関係 (131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程)

- (5) 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

フィールド教育科目			必修2単位	10単位以上	124 単位 学士 (工学)	
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	要件なし	20単位以上		
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
		日本文化				(留学生に限る) 8単位
		人間教育				要件なし
	言語文化科目	英語	(留学生を除く) 4単位以上			
		初修外国語	要件なし			
		日本語	(留学生に限る) 8単位			
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目	基礎科目		A群4単位以上 B群4単位以上	94単位以上 (自由科目4 単位を含む)		
	専 門 科 目	システム系科目	選択必修科目4単位以上			
		メディア系科目	選択必修科目4単位以上			
		PBL科目	14単位以上 (必修2単位)			
	キャリア関連科目		要件なし			
	卒業研究		必修6単位			
	4年以上在学					

(注)

- イ 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ロ 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程)

ハ 留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。

ニ 「基礎数学および演習」「代数学1」「解析学1」「数学演習1」は、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。なお、プレイスメントテストの点数が、基準に満たない者は、「基礎数学および演習」を必ず履修しなければならない。

ホ 「基礎数学および演習」を履修しなければならない者は、1年次後期に「代数学1」、「解析学1」および「数学演習1」を履修することができるものとし、「代数学2」、「解析学2」および「数学演習2」は2年次後期に履修することができる。

2 編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 本規程第2条第2項第1号に定める入学区分「イ」の者

イ 在学中に62単位を修得しなければならない。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、62単位以上とする。

ハ 専門教育科目の他、フィールド教育科目、総合教育科目の「データサイエンスの基礎」を卒業要件単位として認め、修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

二 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国語講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

フィールド教育科目		要件なし	62単位	学士 (工学)
総合教育科目		要件なし		
専門教育科目	必修科目	8単位		
	選択必修科目	4単位以上		
	選択科目	(自由科目4単位を含む) 50単位以上		
2年以上在学				

(2) 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロ」の者

イ 在学中に74単位を修得しなければならない。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、62単位以上とする。

ハ 専門教育科目の他、フィールド教育科目および総合教育科目を卒業要件単位として認め、フィールド教育科目より修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

1 学則・奨学関係（131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程）

ニ 他学部の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

フィールド教育科目		要件なし	74単位	学士 (工 学)	
総合教育科目					
専門教育科目	必修科目				8単位
	選択必修科目				4単位以上
	選択科目				(自由科目4単位を含む) 50単位以上
2年以上在学					

(注)

イ 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。

ロ 留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

(履修の必要な科目)

第13条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の2に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に定める単位を修得しなければならない。さらに、中学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

(教育実習等の履修)

第14条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習事前指導」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む。）が、原則として90単位以上、かつ、前年度終了時点における累積GPAが2.000以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習1」および「教育実習2」を履修するためには、原則として、次の全ての要件を満たさなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。なお、教育

1 学則・奨学関係 (131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程)

実習に関する詳細は別に定める。

イ 当該年度に卒業見込みであること。

ロ 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」について配当された必修科目の単位をすべて修得し終えていること。

ハ 当該年度に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みであること。

ニ 前年度終了時点における累積GPAが2.000以上であること。

(3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

(4) 「教職実践演習（中・高）」を履修するためには、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

(試験)

第15条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。

3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

(追試験)

第16条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由で学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。

3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。

1 学則・奨学関係 (131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程)

- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

(試験における注意義務)

第17条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

(試験における不正行為)

第18条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。

1 学則・奨学関係（131-8 大阪産業大学情報デザイン学部修学規程）

- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。